

議案第28号

幕別町都市公園等条例の一部を改正する条例

幕別町都市公園等条例（昭和52年条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表第3（第9条関係）

区分		単位	金額
公園施設を設置する場合		その都度町長が定める。	
公園施設を管理する場合			
電柱等	第1種電柱	1本につき1年	430円
	第2種電柱		670円
	第3種電柱		900円
	第1種電話柱		390円
	第2種電話柱		620円
	第3種電話柱		850円
共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年	4円
地下に設ける電線その他の線類			2円
地上に設ける変圧器		1個につき1年	380円
地下に設ける変圧器		占用面積1平方メートルにつき1年	230円
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個につき1年	780円
工作物等に添加する携帯電話等の小型の無線基地局			234円
地下埋設物等	外径0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	16円
	外径0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		23円
	外径0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		35円
	外径0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		47円

	外径0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		70円
	外径0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		93円
	外径0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		160円
	外径0.7メートル以上1メートル未満のもの		230円
	外径1メートル以上のもの		470円
郵便差出箱及び信書便差出箱		1個につき1年	330円
露店その他これに類するもの	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	6円
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	59円
集会、展示会、興行等	行為のための占有	占用面積1平方メートルにつき1日	6円
	仮設工作物	占用面積1平方メートルにつき1月	59円
標識		1本につき1年	620円
工事用施設及び工事用材料置場		占用面積1平方メートルにつき1月	59円
その他の行為又は工作物及び施設		その都度町長が定める。	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の幕別町都市公園等条例別表第3の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の占用及び使用に係る使用料から適用し、施行日前の占用及び使用に係る使用料については、なお従前の例による。